

## 第1章

# 計画の概要

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、地域においては、超高齢・少子社会の進展や高齢者世帯、核家族世帯の増加により、家族の機能は変化し、地域住民同士のつながりや支えあう機能までが希薄化しています。その一方、現代の福祉問題は、多様化そして複雑化しており、既存の社会保障や福祉政策のみで対応することが困難な課題も顕著になってきています。

国においては、ニッポン一億総活躍プランで「地域共生社会<sup>※1</sup>」を実現するとし、住民に身近な圏域及び市町村域で「我が事・丸ごと<sup>※2</sup>」で相談を受け止める包括的な相談支援体制を構築することとしており、平成29年度からは「地域力強化推進事業<sup>※3</sup>」が推進されております。また、「我が事・丸ごと」の取り組みを一体的に進めるため、介護保険法、障がい者総合支援法、児童福祉法及び社会福祉法の改正が行われ、ますます誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりが、求められています。

平成30年7月豪雨では西予市においても甚大な被害が発生し、被災者に寄り添った支援が必要とされ、また、地域において住民が安心して生活を送るため、日頃から災害に対する安心・安全なまちづくりが求められています。

このような中、行政はもとより、地域住民や地域の専門機関、事業者等、地域に関わるすべての人が連携して、支援が必要な人を支える仕組みを作る「地域福祉」の重要性がより一層高まっています。

社会福祉協議会は、これまで社会福祉制度の大きな改革や社会経済情勢が及ぼす地域の生活環境の変化等のなか、地域社会を取り巻くさまざまな福祉の課題解決に向けて取り組んでいます。これからの社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」の策定をとおり地域住民の地域福祉への関心や意識を一層高め、地域住民や関係団体の協力や参加・協働を促し、多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図っていくことが、地域福祉推進の中核的団体としての大きな使命となっています。

以上のことから住民、民間の立場から地域福祉活動を具体的にどのように進めていくかを明らかにし、また市で策定している「西予市地域福祉計画」と連携しながら行政と住民が役割を分担し、共に地域福祉活動を展開するため、西予市社会福祉協議会（以下、西予市社協）はここに「西予市地域福祉活動計画」を策定することとします。

※1 地域共生社会 … 人と人、人と資源が分野を超えて丸ごとつながり地域をともに創っていく社会です。

※2 我が事・丸ごと … 他人事を我が事として捉え自分達で何かできないかと思える意識の働きかけです。

※3 地域力強化推進事業 … 住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制構築の支援事業です。

## 2

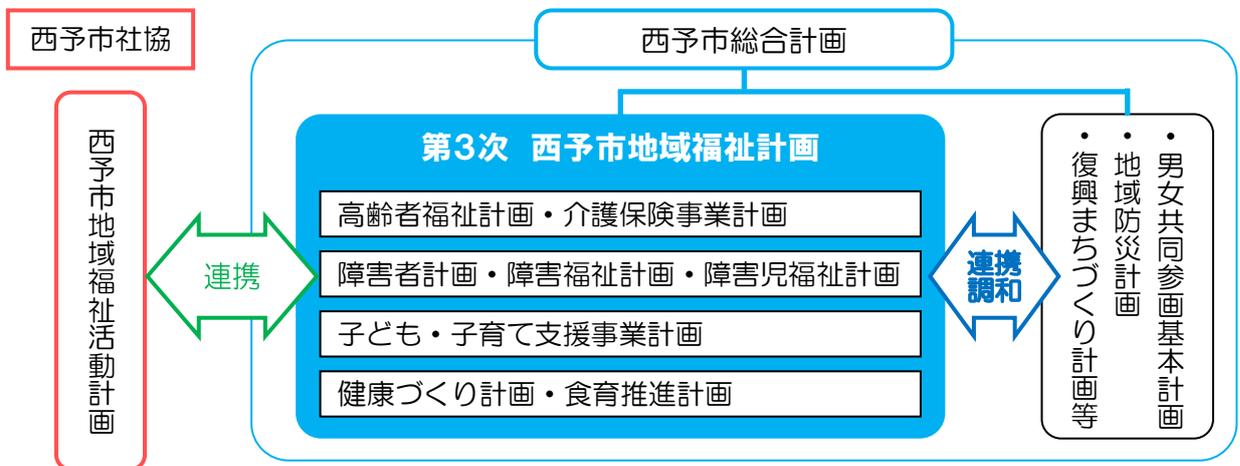
# 地域福祉活動計画の位置付け

全国社会福祉協議会が平成 15 年 11 月に示した『地域福祉活動計画策定指針（地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画）』では、地域福祉活動計画とは「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の行動・活動計画」である、と位置づけられています。

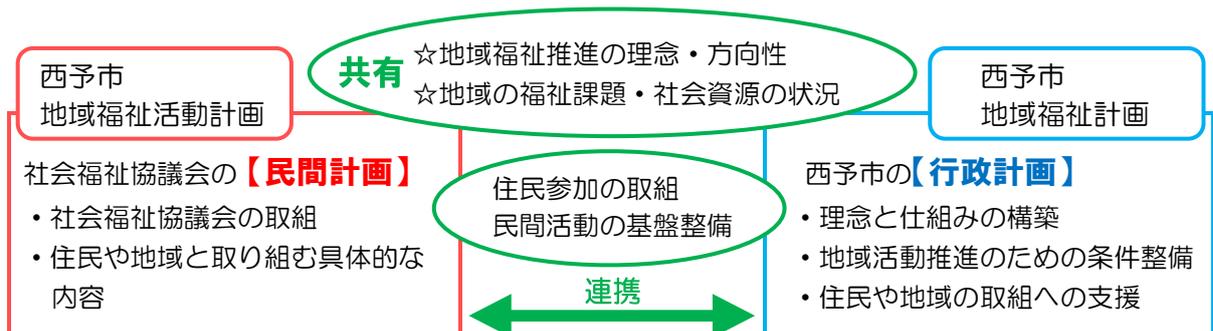
一方で、行政が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、市の最上位計画である「西予市総合計画」や高齢者、障がい者及び児童などの福祉に関する市の関連分野別計画との整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、住民主体のまちづくりや住民参画を促し、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的とする計画です。

本計画は、住民の一人ひとりが、地域社会を担う一員として自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりを行っていくための「具体的な取り組み」を位置づける行動計画として、地域福祉計画と「理念・仕組み」を共有しながら、一体的に策定し、車の両輪のように連携を図ります。

### ■計画の位置付け図



### ■本計画と西予市地域福祉計画との関係



### 3

## 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を最終年度とする5年間の計画としますが、関係法令・制度の改正や社会情勢の変化などによる影響をはじめ、地域における新たな問題、ニーズなどが明らかになった場合は、そうした状況に対応した取り組みができるよう、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

なお、当初は平成30年に策定を行い、令和元年度を初年度とする予定でしたが、平成30年7月の豪雨災害により、策定期間を1年間延長しています。

### ■計画期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	西予市地域福祉活動計画（本計画）						（仮） 西予市地域福祉活動計画（第2期）				
策定			中間見直し			見直し			中間見直し		見直し
西予市地域福祉計画（第2次）	西予市地域福祉計画（第3次）						（仮） 西予市地域福祉計画（第4次）				
見直し						見直し					見直し

## 4

# 計画の策定体制

## 1 西予市地域福祉活動計画策定委員会

本計画を策定するにあたり、住民参加により計画を策定する場として、住民の代表者、民生児童委員の代表者、高齢者・障がい者の代表者、ボランティア団体の代表者、社会福祉施設関係者、行政関係者など 16 名の委員からなる「西予市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」を設置し、審議・検討を行いました。

### ■策定委員会の開催状況

第 1 回策定委員会（平成 29 年 11 月 30 日）
第 2 回策定委員会（平成 30 年 3 月 13 日）
第 3 回策定委員会（平成 31 年 1 月 30 日）
第 4 回策定委員会（令和 2 年 1 月 31 日）
第 5 回策定委員会（令和 2 年 10 月 23 日）



## 2 西予市地域福祉アンケート調査の実施

住民の福祉に関する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見・要望を広くお伺いし、地域福祉活動計画策定の基礎資料とするため、西予市との協働によりアンケート調査を実施しました。

### ■アンケート調査の実施概要

調査対象	・20 歳以上の市内在住者
抽出方法	・住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	・郵送配布 ・郵送回収
調査期間	・平成 30 年 1 月 4 日（木）～26 日（金）
回収結果	・配布数：2,000 件、有効回収数：891 件（有効回収率：44.6%）

## 3 地域福祉の将来像を考える住民座談会

住民の皆様にお集まりをいただき、「地域の現状や課題（良いところや困り事等）」を話し合っ

て情報を共有し、地域の将来像を考え合っただく場として、旧町ごと（市内 5 箇所）で令和元年 6 月から 10 月にかけて各箇所 2 回（全 12 回）に渡り住民座談会を開催しました。住民座談会では「まちづくり組織」ごとにテーブルに分かれて、KJ法<sup>※4</sup>

のグループワークにより話し合いを行いました。

なお、野村町の惣川地区及び大野ヶ原地区については地理的な関係からそれぞれの公民館及び集会所にお伺いし、意見交換会方式での住民座談会を開催しました。



#### 4 有識者によるサポート

聖カタリナ大学教授の協力を得て、計画の趣旨・策定の手順・住民座談会の進め方等について、専門的なアドバイスを受けました。また、住民座談会で地域福祉活動計画の趣旨について講話をいただくとともに、策定委員会にもアドバイザーとして出席をいただきました。



※4 KJ法 … さまざまなアイデアや思いつきを効率よく整理、グループ化してまとめる手法です。考案者である文化人類学者の川喜田二郎氏のイニシャルが、呼び方の由来だとされています。